

第 3 次三木市環境総合計画（中間見直し）の基本的事項

I 計画策定の背景・目的

本市では、1997（平成 9）年 3 月に制定した「三木市環境基本条例」に基づき、1999（平成 11）年 3 月に「三木市環境総合計画」を策定しました。その後、2009（平成 21）年 5 月に「第 2 次三木市環境総合計画」、2021（令和 3）年 4 月に「第 3 次三木市環境総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

しかしながら、近年、地球温暖化に起因した気候変動による自然災害の激甚化・頻発化、生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染など、環境問題が世界規模で大きな課題となっています。

このような状況の中、2024（令和 6）年 5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしています。

本市においては、2021（令和 3）年 4 月から、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を展開、2024（令和 6）年 4 月からは、より具体的な行動を実践する国民運動「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を展開し、地球温暖化対策の着実な推進に取り組んでいます。また、2025（令和 7）年 3 月には、「三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、同年 4 月には、2050（令和 32）年までに市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指す「三木市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。その他、2024（令和 6）年 12 月には、「三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」の中間見直しを行いました。

こうした本市の環境保全への取組のさらなる推進を図るとともに、近年の国内外の動向や環境行政を取り巻く社会情勢の変化や課題に対応し、本市の良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、本計画の中間見直しを行います。

1.1 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。SDGs には、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林・海洋の環境保全等の環境分野に関する目標が含まれており、環境分野のみならず、環境・社会・経済の 3 つの側面から 17 の目標を統合的に解決しながら持続可能な未来を築くことが求められています。



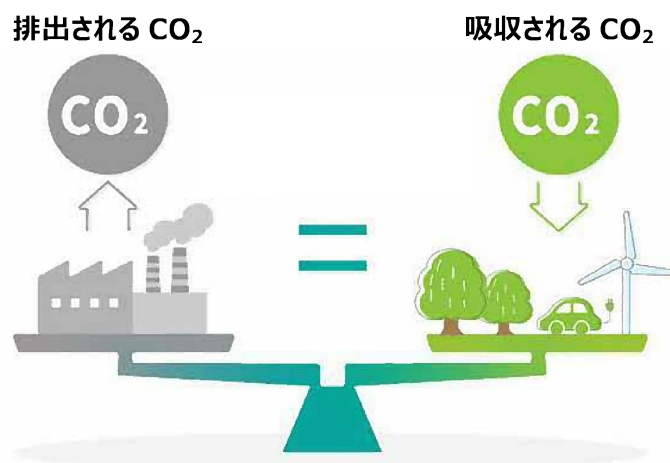
出典：国際連合広報センターウェブサイト

持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標

(2) パリ協定・グラスゴー気候合意

2015 (平成 27) 年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された「パリ協定」では、2020 (令和 2) 年以降の地球温暖化対策のための新たな国際的枠組みとして、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分下方に抑えるとともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために 21 世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ、すなわちカーボンニュートラルを達成することが決定されました。

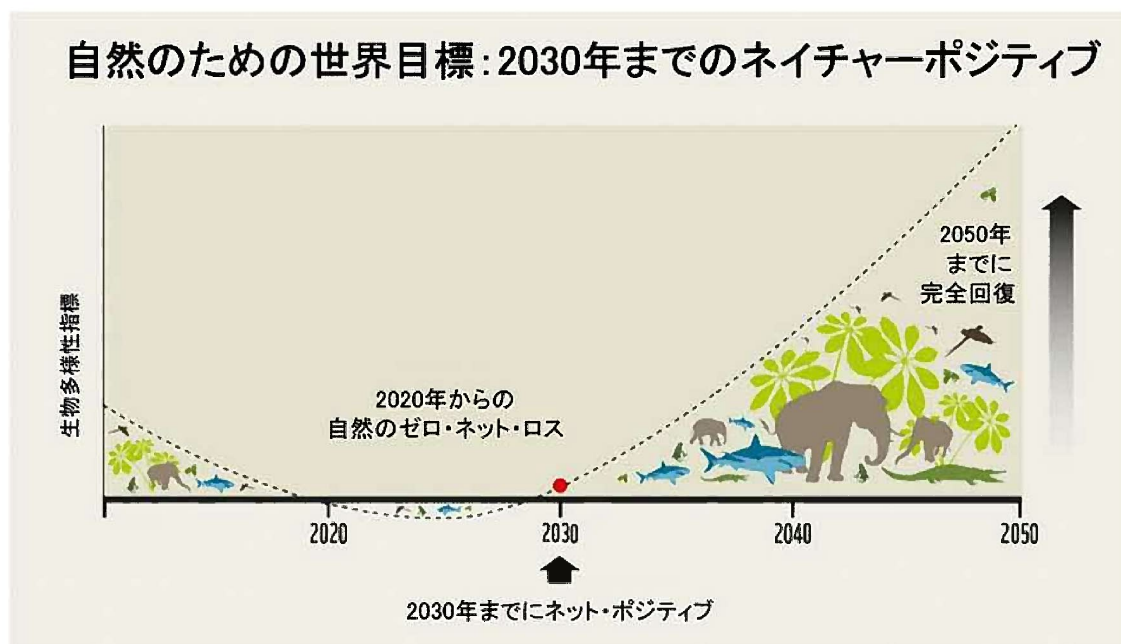
また、2021 (令和 3) 年にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) で採択された「グラスゴー気候合意」では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために 21 世紀半ばでのカーボンニュートラルの達成及びその通過点である 2030 (令和 12) 年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。



カーボンニュートラルのイメージ

(3) 昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022（令和 4）年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030（令和 12）年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指すことが決定されました。また、その実現に向けた目標の 1 つとして、2030（令和 12）年までに陸と海のそれぞれ 30%の地域が健全な生態系として効果的に保全及び管理されることを目指す「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」が位置づけられました。



出典：IUCN 日本委員会ウェブサイト
ネイチャーポジティブ（自然再興）のイメージ

1.2 国内の動向

(1) 第六次環境基本計画

国の「第六次環境基本計画」が、2024（令和6）年5月に閣議決定されました。同計画では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げたという点が大きな特徴となっています。

私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしています。

また、その実現に向けて、カーボンニュートラル（脱炭素）、ネイチャーポジティブ（自然再興）、サーキュラーエコノミー（循環経済）等といった個別分野の環境施策をシナジー（相乗効果）が出るよう統合的に推進し、トレードオフ（相反作用）を回避しつつ、環境・経済・社会課題の同時解決を図っていく方向性が示されています。



出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

「第六次環境基本計画」における重点戦略

(2) 地球温暖化対策計画

国では、2020（令和 2）年 10 月に、2050（令和 32）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明しました。

その後、温室効果ガス排出量の中期削減目標として、2021（令和 3）年 4 月に「2013（平成 25）年度比で 2030（令和 12）年度に 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを表明、2025（令和 7）年 2 月に「2013（平成 25）年度比で 2035（令和 17）年度に 60%削減、2040（令和 22）年度に 73%削減を目指す」ことを表明しました。

この中期削減目標の実現に向けた対策・施策のさらなる推進を図るため、2025（令和 7）年 2 月に改定された国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボン**その他の吸収源確保に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

出典：地球温暖化対策計画の概要（内閣官房・環境省・経済産業省）
「地球温暖化対策計画」における主な対策・施策

(3) 生物多様性国家戦略 2023-2030

国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」が、2023（令和 5）年 3 月に閣議決定されました。同戦略では、2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向け、2030 年ミッションとして「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられています。

また、その達成に向けて、「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が示されています。



出典：生物多様性国家戦略 2023-2030 概要版（環境省）
「生物多様性国家戦略 2023-2030」における 5 つの基本戦略

（４）第五次循環型社会形成推進基本計画

国では、2022（令和 4）年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等））を促進していくこととしています。

また、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」が、2024（令和 6）年 8 月に閣議決定されました。同計画では、従来は廃棄されていた製品や原材料等を資源と考えて、廃棄物を出さず資源を循環させる経済システム「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を国家戦略として位置づけた上で、その達成に向けた方向性が示されています。

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの
構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

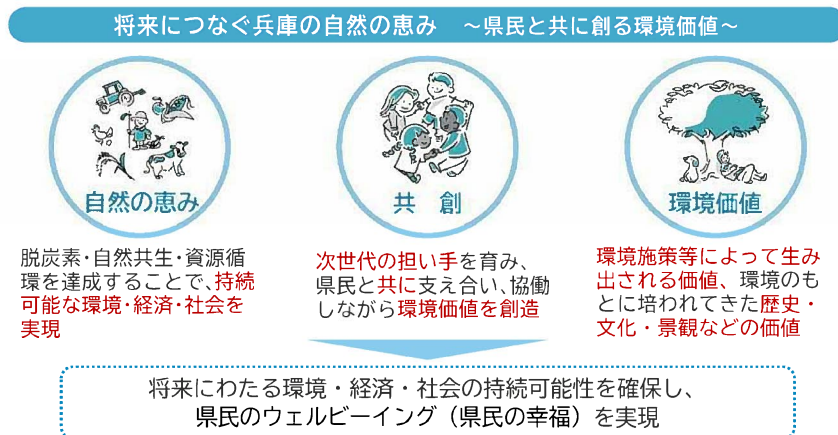
出典：第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家連綿に～概要（環境省）
「第五次循環型社会形成推進基本計画」における重点分野

1.3 兵庫県の動向

(1) 第6次兵庫県環境基本計画

「第6次兵庫県環境基本計画」が、2025（令和7）年3月に策定されました。

同計画では、計画の基本理念を、「将来につなぐ兵庫の自然の恵み ～県民と共に創る環境価値～」としています。また、施策展開の方針として、「環境価値の創出」、「施策間の相乗効果の最大化とトレードオフの回避・調整」、「共創力の発揮と担い手の確保」が示されています。



出典：第6次兵庫県環境基本計画（概要）

「第6次兵庫県環境基本計画」における基本理念



出典：第6次兵庫県環境基本計画（概要）

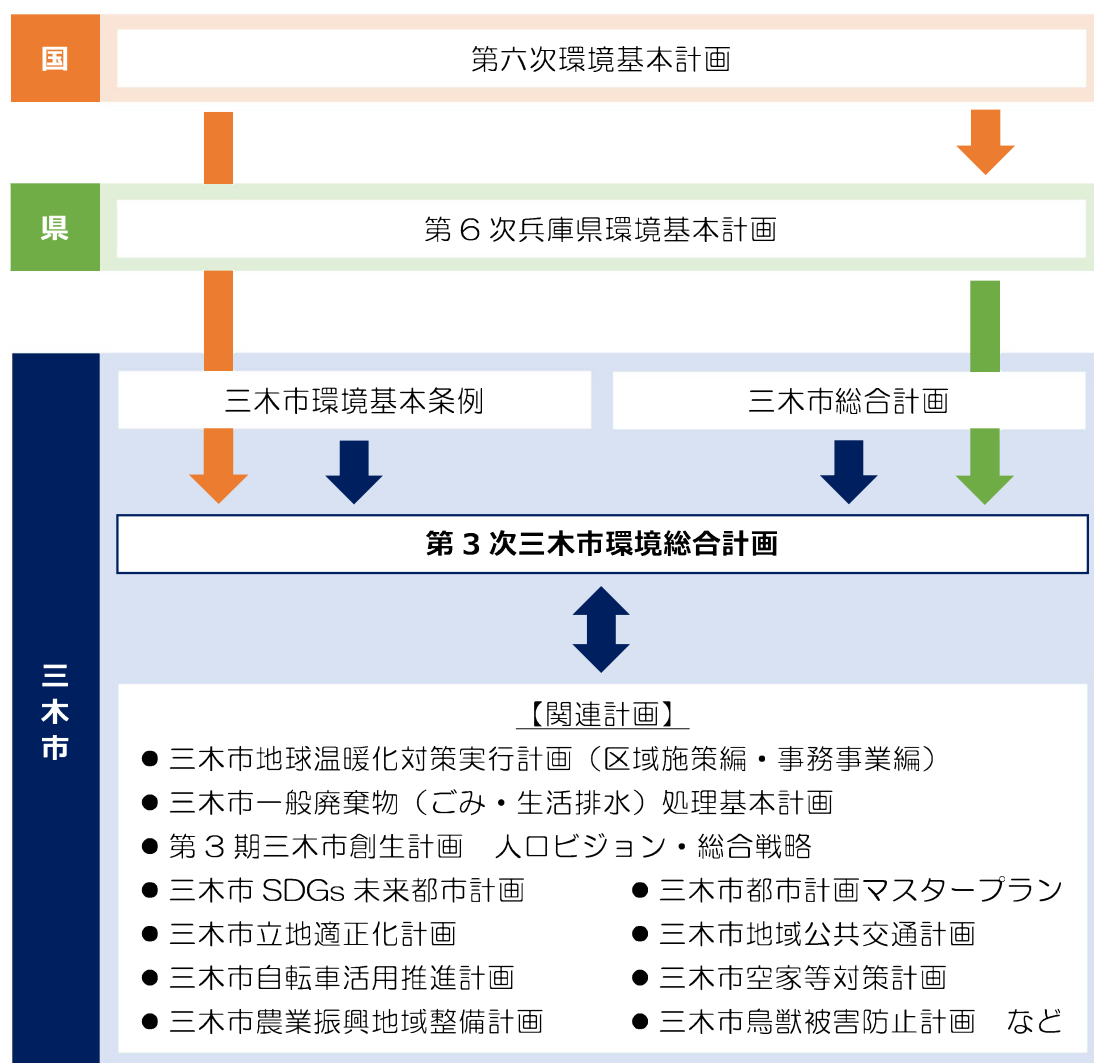
「第6次兵庫県環境基本計画」における施策展開の方針

2 計画の位置づけ

本計画は、「三木市環境基本条例」第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定するものです。

本市の最上位計画である「三木市総合計画」を環境面から具体化する計画であり、環境分野の計画の中で最上位に位置付けられます。

また、上位計画となる国の「第六次環境基本計画」や「第 6 次兵庫県環境基本計画」の内容を踏まえるとともに、本市の関連計画との整合を図りつつ、本市が展開する環境施策や、市民・事業者の環境に配慮した取組に対して基本的な方向性を示す計画です。



3 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、「脱炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・快適」及び「地域力」の5分野とします。

脱炭素	● 省エネルギー ● 気候変動 など	● 再生可能エネルギー
自然共生	● 生物多様性 ● 有害鳥獣 ● 自然とのふれあい など	● 希少種・外来種 ● 森林・農地
資源循環	● ごみの3R	● ごみの適正処理 など
安全・快適	● 公害（大気汚染・水質汚濁等） ● 景観 ● 歴史・文化 など	● 公園・緑地 ● 空き家
地域力	● 環境教育・環境学習 ● 環境情報 など	● 環境保全活動

4 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間としますが、「三木市総合計画【改訂版】」に合わせて、中間目標年度を2024（令和6）年度、最終目標年度を2029（令和11）年度に設定します。

2025（令和7）年度には、近年の国内外の動向や環境行政を取り巻く社会情勢の変化や課題に対応するとともに、上位計画や関連計画等との整合を図るため、本計画を中間評価し、最終目標年度に向けた中間見直しを行います。

